前 金	部 分 払
有	O 回

 平 成 2 8 年 度

 南交安
 第 1 号

# 高茶屋一丁目ほか2町地内交通安全施設(塗装)整備工事設計書

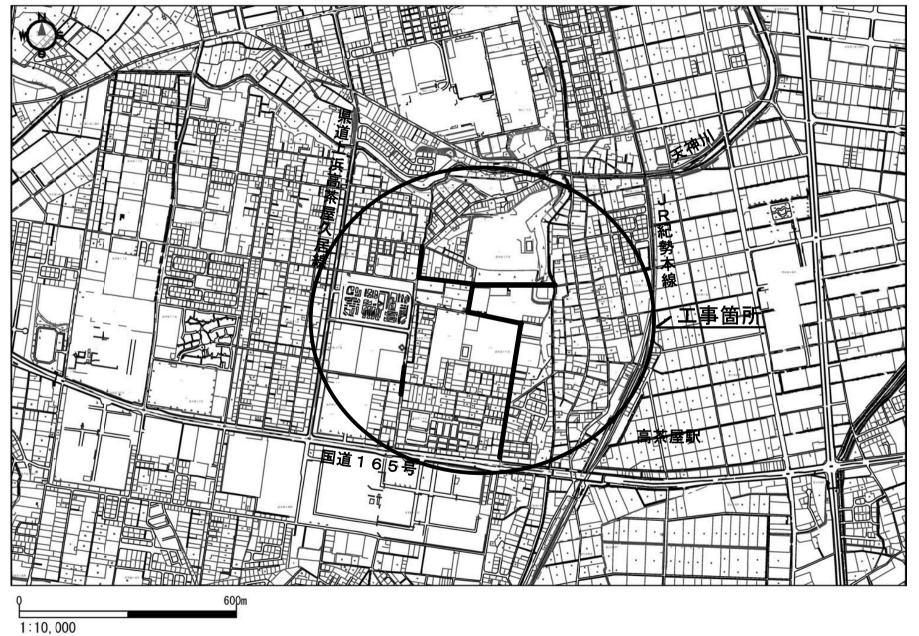
工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市建設部津南工事事務所

平成 28	年度	南交安 第 1	号		工	事	設 計	書
		津市高茶屋一丁目ほか2町地内					部長	
施工場	所						次長	
工事名	፟	高茶屋一丁目ほか2町地内交通	安全施設	(塗装) 整備工事			所長	
上事件	17						担当副参事	
設計額	妇						検算者	
	识			(うち消費税等相当額		)	調整担当主幹	
<b>∵</b>	期						担当主幹	
Т-	刔	平成28年12月2日限り					担当副主幹	
長		_	ф	_			設計者	
				エ 事 の ナ	フラ	更		

溶融式カラー舗装 159m2 溶融式区画線 1445m 位 置 図

平成28年度南交安第1号 高茶屋一丁目ほか2町地内 交通安全施設(塗装)整備工事



設計内     表       費目     工種     種別     細別     単位     数量     単価     金額     摘要										
単位	数量	単 価	金 額	摘要						
式										
	1.000									
式										
	1.000			late and the late						
式				第 0001 号 明細表						
	1. 000									
式										
	1. 000									
式				第 0002 号 明細表						
	1.000									
式										
	1.000									
	式 式 式 式 式	単位     数量       式     1.000       式     1.000	単位     数量     単価       式     1.000       式     1.000	単位数量単価金額       式     1.000       式     1.000						

		設 計 内	訳表		
費目 工種 種別 細別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費(率計上額)	式				
		1.000			
共通仮設費計	式				
		1. 000			
純工事費	式				
		1. 000			
現場管理費	式				
		1.000			
工事原価	式				
		1.000			
一般管理費等	式				
		1.000			
工事価格	式				
		1. 000			
消費税及び地方消費税相当額	式				
		1.000			
本工事費計	式				
		1. 000			

第 0001 号 明細表 区画線工								1 式 (上段 :前 回 下段 :今 回)
名 称 規格	単 位	数	量	単	価	金	額	摘 要
溶融式カラー舗装	m2							
緑色 (塗布厚t=1.5mm)	III2	-	159. 000					
溶融式区画線(1)			159.000					第0001号施工単価表
実線・ゼブラ 15cm 塗布厚1.5mm (標準)	m		200 000					
溶融式区画線(2)		1, (	090.000					第0002号施工単価表
破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準)	m							
溶融式区画線(3)			5. 000					第0003号施工単価表
破線 30cm 塗布厚1.5mm (標準)	m							
溶融式区画線(4)			50.000					第0004号施工単価表
矢印・記号・文字 15cm換算 塗布厚1.5mm (標準)	m							
		e e	300. 000					第0005号施工単価表
	m							
			171. 000					
A =1								
合計								

第 0002 号 明細表 交通管理工									1 式		
								(上段 :前 回	下段	: 今	回)
名 称 規格	単位	数	量	単	価	金	額	摘	要		
交通誘導警備員								第0006号施工単価表			
	式										
			1.000								
合 計											

溶融式区画線(1) 実線・ゼブラ 15cm 塗布厚1.5mm	(標準)				第 0001 号 施工単価表 1.000 m 当り
名称	単位	数量	単価	金額	摘  要
区画線工溶融式 (市場単価)					
実線・ゼブラ15cm	m	1.000			
合計	m	1. 000			
単位当り	m	1.000	当り		
溶融式区画線 (2) 破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準)					第 0002 号 施工単価表 1.000 m 当り
破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準) 名 称	単位	数量	単 価	金額	
破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準)	単位	数量	単価	金額	1.000 m 当り
破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準) 名 称	単位 m	数 量 1.000		金額	1.000 m 当り
破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準)     名	m	1.000		金額	1.000 m 当り
破線 15cm 塗布厚1.5mm (標準)     名				金額	1.000 m 当り

溶融式区画線 (3) 破線 30cm 塗布厚1.5mm (標準)					第 0003 号 施工単価表 1.000 m 当り
名称	単位	数量	単価	金額	摘   要
区画線工溶融式 (市場単価)					
破線30cm	m	1. 000			
合計	m	1. 000			
単位当り	m	1. 000	当り		
溶融式区画線(4)					第 0004 号 施工単価表
溶融式区画線 (4) 矢印·記号·文字 15cm換算 塗布厚	厚1.5mm (標準	生)			第 0004 号 施工単価表 1.000 m 当り
			単価	金額	1.000 m 当り
矢印・記号・文字 15cm換算 塗布原	至1.5mm(標準 単位	生) 数 量	単 価	金額	
矢印·記号·文字 15cm換算 塗布原名 称				金額	1.000 m 当り
矢印·記号·文字 15cm換算 塗布厚名 称 区画線工溶融式(市場単価)	単位	数量		金額	1.000 m 当り
矢印·記号·文字 15cm換算 塗布厚名 称 区画線工溶融式(市場単価)	単位	数量		金額	1.000 m 当り
矢印・記号・文字 15cm換算 塗布厚         名       称         区画線工溶融式 (市場単価)         矢印・記号・文字15cm	単位 m	数 量 1.000		金額	1.000 m 当り

区画線消去					第 0005 号 施工単価表 1.000 m 当り
名称	単位	数量	単 価	金額	摘  要
区画線工 (市場単価)					
区画線消去 削り取り式 15cm換算	m	1.000			
合計	m	1.000			
単位当り	m	1.000	当り		
交通誘導警備員					第 0006 号 施工単価表 1.000 式 当り
交通誘導警備員 名 称	単位	数量	単価	金額	
	単位	数量	単 価	金額	1.000 式 当り
名 称	単位人	数量	単 価	金額	1.000 式 当り
名 称		数量		金額	1.000 式 当り

平成28年度 南交安第1号 高茶屋一丁目ほか2町地内交通安全施設(塗装)整備工事 数量総括表 いが : 道路修繕

		I	. 事 数 量	総 括 表			
レヘ゛ル1	レベル2	<b>レベル</b> 3	レベル4	レベル5	単位	数量	摘要
(工事区分)	(工種)	(種別)	(細別)	(規格)	丰四	<b>双</b> 里	100 女
道路修繕					式	1	
	区画線工				式	1	
		区画線工			式	1	
			溶融式カラー舗装	緑色 t=1.5mm	m2	159	(アトムラインセフティ同等品以上)
			溶融式区画線(1)	白実線W=15cm	m	1,090	
			溶融式区画線(2)	白破線W=15cm	m	5	
			溶融式区画線(3)	白破線W=30cm	m	50	
			溶融式区画線(4)	矢印・記号・文字 15cm換算	m	300	
			区画線消去	削取式 15cm換算	m	171	
共通仮設					式	1	
	共通仮設費				式	1	
		安全費			式	1	
			交通誘導警備員	交通誘導警備員(B)	式	1	5.4人

			数量計算書	
レヘ゛ル2	レヘブル3	レヘブル4	レヘ゛ル5	¥ /
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)	単位 数量
区画線工	区画線工			
		溶融式カラー舗装 (t=1.5mm)	(アトムラインセフティ同等品以上) 緑色 W=45cm 33.8 + 67.5 + 57.6 = 158.9 r	m2 158.9
		溶融式区画線(1) (白実線W=15cm)	外側線(白実線 W=15cm) 217.5 + 390.0 + 152.0 + 65.5 + 177.5 + 86.5 = 1089.0	m 1,089.0
		溶融式区画線(2) (白破線W=15cm)	外側線(白破線W=15cm) = 5.0	m 5.0
		溶融式区画線(3) (白破線W=30cm)	外側線(白破線W=30cm) = 50.0	m 50.0
		溶融式区画線(4) (矢印·記号·文字)	交差点に注意(文字 W=15cm換算) 121.5 + 121.5 = 243.0 スクールゾーン(文字 W=15cm換算)	
			17.9 + 17.9 = 35.8 クロスマーク(記号 W=15cm換算)	
			6.5 + 5.0 + 5.0 <u>= 16.5</u> 合計 = 295.3	m 295.3
		区画線消去 (削取式)	15cm換算 105.5 + 65.5 = 171.0	m 171.0

			数量計算書				
レヘブル2	レヘ゛ル3	レヘ゛ル4	レヘブル5			単位	数量
(工種)	(種別)	(細別)	(規格及び数量)			<b>平</b> 位	双里
共通仮設費	安全費	交通誘導警備員	交通誘導警備員(B)	=	1	式	1.0

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
共通	共通	<ul> <li>✓ 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(平成28年7月)に準じて行うものとする。</li> <li>✓ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書(施工条件明示一覧表)並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(平成28年7月)に優先する。</li> <li>✓ 本工事はすべて設計図書(図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む)によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。</li> <li>✓ 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。</li> </ul>
	施工計画	☑ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 □ 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 ☑ 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者(クレーン運転士、玉掛作業者など)の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	☑ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	□ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内の境界の確認の測量を行い、その結果を監督員に報告するものとする。 □ 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	<ul> <li>契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</li> <li>✓ 工事中(養生中を含む)の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。</li> <li>         排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。</li> </ul>
н	工程	☑ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
程	関係機関協議	□ 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。  ② 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。 □ 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。 □ 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設(上空占用を含む)の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 □ 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 □ 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	☑ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)
用地・補償関係	事業損失	□ 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☑ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
	民地の保全	□ 官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鋲、プレート等)が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 ☑ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保 交通安全管理	<ul> <li></li></ul>
環境対策	環境対策	<ul> <li>☑ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</li> <li>□ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</li> <li>□ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</li> </ul>

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)	
資料作成	提出書類	<ul> <li>         ☑ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。</li> <li>         ☑ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。(提出部数2部 用紙サイズ: A 4)</li> <li>         ☑ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。</li> <li>         ☑ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。・アスファルト混合物(事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し)、生コンクリート(製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料)、購入土、砕石(新材)等※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</li> </ul>	
	部分下請負通知書  ②  受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者(再下請負業者を含む)との事業の写し、下請負業者(再下請負業者を含む)の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。  □  特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するもする。		
関する事項	前金支払いに 関する事項	☑ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金 額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。	
その他	名札	受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。	

大区分	中区分	小区分(条件及び内容)	
その他	部分使用	□ 部分使用箇所 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
	部分引渡し	□ 部分引渡し指定部分 ( 別途説明書に記載 ) □ 部分引渡し時期 ( )	
	巡回	□ 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。	
	その他		

3 T		-4
Ν	$\sim$	- 1
	ο.	

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり □ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり □ 工期 □ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他( )	□調整項目(□資材等の流用□仮設及び工事用道路等の調整□施工順序の調整□をの他(□別途協議)       □別途協議 ○         □ 制限する工種名(□ 施工方法(□ 上期は、繰越手続きが完了後、契約の日から(□ 協議が必要な機関名(□ 協議が必要な機関名(□ 方ス□をの他(□ ら用物件名(□電気□電話□ 水道□ ガス□ その他(□ らの他(□ ○))       ○日本の他(□ ○)
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無 □ その他( )	□ 未処理箇所(□ 別添図       □ No. ~No.       □ 別途協議 )         □ 完了見込み時期(□ 平成 年 月頃 □ 別途協議 )       □ 別途協議 )         □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他( )       □ 別途協議 )         □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km)       □ 使用条件・復旧方法( )         □ その他(       )
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり □ 事業損失防止に関する調査あり □ その他( )	□ 制限項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他 ( ) ) □ 加途協議 ) □ 施工方法等 (□ 指定工法名 ( ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 施工時期 ( ) □ 調査項目 (□ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 調査方法 (□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 調査費 (□ 別途資料 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ おの他 ( ) □ 別途協議 ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ その他 ( ) □ 別途協議 )
安全対策関係	<ul> <li>✓ 交通安全施設等の指定あり</li> <li>□ 近接公共施設等に対する制限</li> <li>□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり</li> <li>□ イメージアップ経費適用工事</li> <li>□ その他(</li> </ul>	□ 交通安全施設等の配置 (□別途図面 □ その他( ) □別途協議 )         □ 交通管理要員の配置 (□別途図面 □ その他( ) □別途協議 )         □ 指定路線 □ 指定路線以外         □ 配置人員数(2人) (うち交通誘導警備員A(0人))         (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。)         施工時間の制限         □ 工法制限あり         ・近接公共施設名等 (□鉄道 □電気 □電話 □ 水道 □ ガス □ その他( ))         ・制限内容 (□別途図面 □ その他( ) □別途協議 )         □ 安全防護施設等の配置 (□別途図面 □ その他( ) □別途協議 )         □ イメージアップの内容(率分)( )         □ イメージアップの内容(積上)( )         こその他( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 19

No. 2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 使用中及び使用後の措置       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 用地及び構造       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 安全施設       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ 使用中及び使用後の措置       ( □ 別途図面 □ その他 ( ) □ 別途協議 )         □ その他 ( ) □ 別途協議 )       □ 分の他 ( ) □ 別途協議 )
仮設備関係	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他( )	□ 使用期間及び借地条件       (□ 別添図等       □ その他(       ) 別途協議 )         転用あり(       )       (□ 兼用あり(       )         □ その他(       )       (□ 別添図等       □ その他(       )         □ 本工方法(       )       ○ 別途協議 )         □ その他(       )       ○ 別途協議 )
残土・産業廃棄物関係	□ 残土処分(自由処分) □ 残土処分(指定処分・他工事流用) □ 産業廃棄物の処理条件あり □ 提出書類あり □ その他( 舗装切断時に発生する排水の処理 )	□ 残土処分地(□ 別途資料       □ その他( ) □ 別途協議 ) 運搬距離(L= km)         処分地の処理条件あり(□ 押土整地 □ その他( ) )       □ その他( ) )         産業廃棄物の種類(□ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他( ) □ 別添図書 □ その他( ) □ 別添協議 )       □ 別添協議 )         産業廃棄物の処分地(□ 再生処分場( ) □ 最終処分場( ) □ 別添協議 )       □ 別添協議 )         「注:その他の項目( ) については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと。 ]       □ 別途協議 )         処分地での処理費( □ 計上あり( □ 処理料 □ 押土整地 □ 被覆土) □ その他( ) □ 別途協議 )       □ 別途協議 )         処分場の受入条件( ○ その他( 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 )
工事 支障物 件 関係	□ 工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( ) ) □ 移設時期 ( □ 平成 年 月 頃 □ 別途協議) □ 防護 ( ) □ その他 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

No. 3

明示項目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
を含む)関係	□ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり □ 水質調査等必要あり □ その他( )	□ 項目及び基準値(       )         □ 調査項目(       )         - その他(       )
	<ul><li>□ 薬液注入工法等の指定あり</li><li>□ 提出書類あり</li><li>□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</li><li>□ その他( )</li></ul>	□ 工法区分( )       材料種類( )       施工範囲( )         前孔数量( )       注入量( )       その他( )         □ 工法関係( )       材料関係( )
	□ 再生材使用の指定あり □ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) ☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について □ その他( )	□ 再生材の種類( □ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂 ) □ 再生材が使用出来ない場合の措置( □ 新材に変更 □ その他( ) □ 別途協議 ) □ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。(認定製品の品名: □ 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、緑化基盤材、石こうボード) □ その他(
	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり □ 支給品あり □ 盛土材等工事間流用あり □ その他( )	□ 保管場所( ) 期間( ) その他( )         □ 品名( ) 数量( ) 保管場所( ) その他( ))         □ 品名( ) 数量( ) 引渡場所( )         時期(平成 年 月 日) その他( )         □ 運搬方法( □ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他( ))         □ 引渡場所( □ 別添図等 □ 別途協議 □ その他( ))         数量( ) 運搬距離(L= km)
適用条件		□ 三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月版)を適用(部分改正を行った内容も含む(適用:平成 年 月 日)) 「土木構造物設計マニュアル(案) 編」を適用 □ その他(

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

No. 4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
入札・契約方式	□ 入札時VE方式 □ 契約後VE方式 □ 設計・施行一括発注方式 □ プロポーザル方式 □ 総合評価方式	□ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 □ 契約後にVE提案を受け付ける。 □ 細部設計の承認を受けなければならない。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、 貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
	<ul><li>□ 工事完成図書(工事写真含む)</li><li>□ 電子納品対象外</li></ul>	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、( □ 2部 □ ( ) 部)とする。□ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(平成 24年 7月改訂)を適用
産業廃棄物税		□本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月3 1日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録		□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<ul> <li>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。なお、工事完成後に発注者が建設副産物情報交換システムへの入力データの訂正等を依頼した場合などには、受注者の責任において適切に処理を行うこと。</li> </ul>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 津 市

# 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

# 1 機回

係法人等 を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。 この特記仕様は、 (以下「暴力団等」 本市が締結する契約等からの暴力団、 という。 )の不当介入を排除し、 暴力団関係者、 契約等の適正な履行 暴力団関

# 2 用語

簅 この特記仕様における用語は、 (平成21年津市訓第34号) において使用する用語の例による。 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要

# 3 受注者等の義務

- $\exists$ 団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 本市の契約等の相手方及び下請負人等 ( 区 大 「受注者等」 という。 भ् 果力
- $\widehat{N}$ 受注者等は、 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはなら
- $\widehat{\omega}$ び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及
- <u>4</u> 合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にて するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。 不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、 その内容を報告しなければならない。 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等に 直ちに本市に文書にて報告 影の ያ ት

となった 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必 ₩ \\_ 受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができ Ś

# 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

建設工事等指名停止基準 な関係を有していると認められるときなどは、 るものとする。 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、 (平成2 1年4 Э 8日施行) 当該入札参加資格者等に対し、津市 に基づく指名停止措置を講じ 暴力団等と密接

ものとする。 また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、 同様に指名停止措置を講じ

# 5 契約等の解除

資格者等との契約等については、 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加 これを解除するこ とができる

# 配慮依頼事項

Y 御配 注 華 いた (1) が こ 1  $\wedge$ Y ٦ ٧٧ 5; 1 願い の媒 慾  $\subset$ R H of 履行  $\mathcal{O}$ <u>(1)</u> H 4 J Y -ᅱ Ш 9 1  $\cap$ (1 5

注者に 2; 願いす ななお 於  $\mathcal{N}$ 账 蒸配 4 9 不利益 臧 S 9 9 依頼事項は -R 課する 受注 \*  $\mathbb{C}^{+}$ が津市 のではあ 発 **粘** のお願いに S 5 H H  $\mathcal{N}$ # 準市が 2 於 赋  $\Box$ 2 注 かく \* 9 J 7 <u></u> 越  $\blacksquare$ 3  $\Box \triangleright$ (1 擁 力 49

# 뺍

- 市内本店 含む。) が認められた契約にあっ  $\dashv$ 請契約又は再委託 事業者 R 活用 4 が下 1  $\mathcal{C}$ に配慮 請以降のす ては、  $\subset$  $\forall$  $\dashv$ 請契約  $\wedge$ 7. だ  $\forall$ 9 N 5 下請負 又は再 衆  $\succ$ X it 严 等に 丰 5t 5 紫光 4 辨
- $\widehat{\Omega}$  $\wedge$ ださる 資材、 Ø 1  $rac{1}{2}$ 原材料等の調達が必 及び地元 製品、地元  $\mathbb{H}$ 翢 產  $\mathcal{C}$ ∄□ £  $\mathcal{O}$ R 庚 譃 合は、  $\boxplus$ 4  $\mathcal{O}$ 1 市内本店 r(1) S 5 # 4 翭  $\mathbb{C}^{+}$ 琳 門 なな 慮  $Q_{\lambda}$ 삞  $\subset$ 4 連
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 建設機械 入れする 機器等  $\cap$ (1 門 真 9 華  $\subset$ 入れが  $\forall$ へだ N 汶 い。 翢  $rac{1}{2}$ 2  $\mathcal{O}$ 並  $\Box \triangleright$ Ñ <del>]</del> 长  $\forall$ 五 # 牃 辨 5
- <u>4</u> 業務  $\mathcal{O}$ (1 従事者 とに配慮 翀 9  $\subset$ 使用  $\wedge$ が 人等が必要 いい。 とな  $\mathcal{O}$ 越 かけ、 使用人等 rī # 民 を泊 田